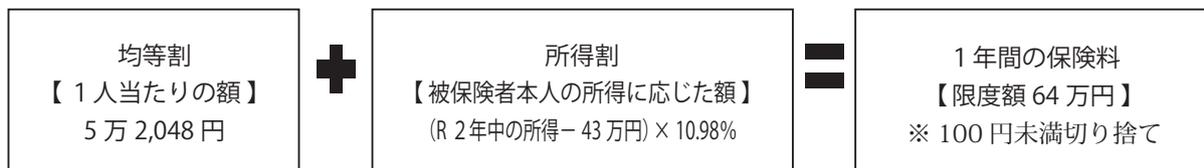


「後期高齢者医療制度」のお知らせ

～制度の見直しについて～

▼後期高齢者医療制度の見直しに伴い、保険料の軽減割合が変更となりました。なお、令和3年度の保険料は、7月中旬に通知書を郵送してお知らせします。

●保険料の計算方法（令和3年4月から）



※年度の途中に加入した場合は、加入した月から月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

●均等割の軽減割合が見直しされました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【今まで】	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33万円（かつ被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
	33万円	7.75割軽減
	33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
	33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減
↓		
【令和3年4月から】	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割軽減
	43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
	43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

※給与所得者等とは、右記のいずれかに該当する方となります。

(1) 給与等の収入金額が55万円を超える方

(2) 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

問 市・市民課

TEL 42-1805

問 北海道後期高齢者医療広域連合

TEL 011-290-5601